

# 職場定着支援助成金（個別企業助成コース）のご案内

平成28年4月1日より

- ・ 重点分野関連事業者以外の事業者も助成の対象となりました
- ・ 介護労働者雇用管理制度助成を創設しました

## 助成金の概要

雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度）の導入などを通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業者に対して助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場の創出を目的としています。

また、介護事業者の場合は、介護福祉機器の導入や、介護労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備（職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるものの整備）などを通じて、介護労働者の離職率の低下に取り組んだ場合も助成の対象となります。

### 【雇用管理制度助成】

事業者が、新たに雇用管理制度の導入・実施を行った場合に**制度導入助成（1制度につき10万円）**を、雇用管理制度の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に**目標達成助成（60万円）**を支給します。

### 【介護福祉機器等助成】

介護事業者が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合に、**介護福祉機器の導入費用の1/2（上限300万円）**を支給します。

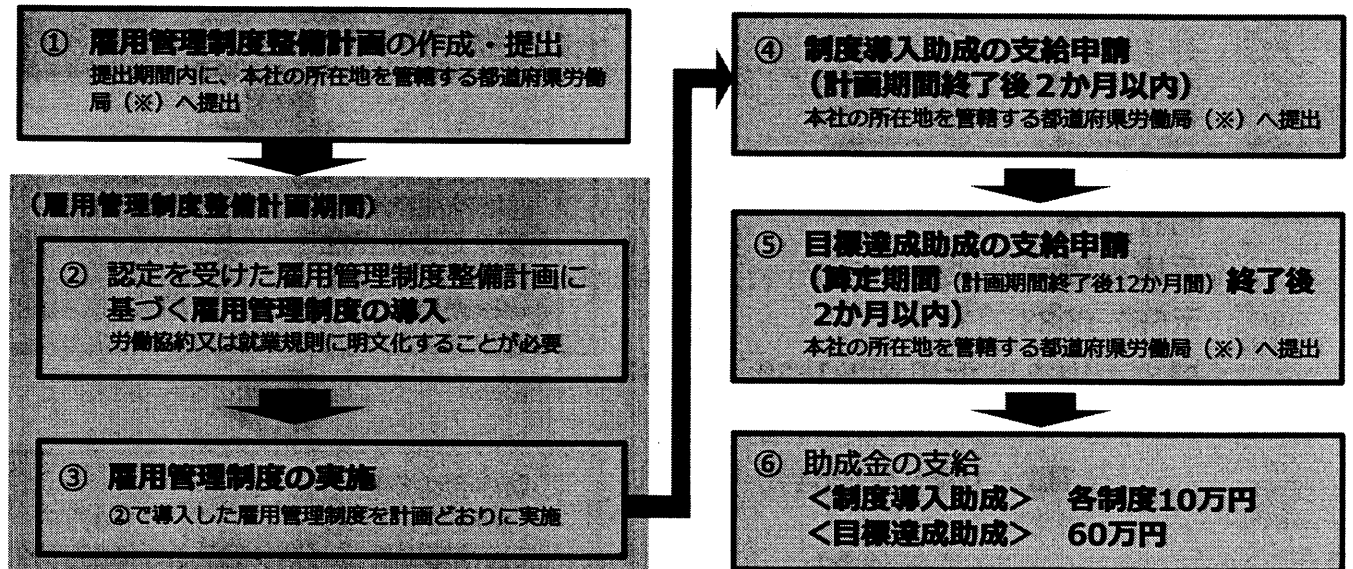
### 【介護労働者雇用管理制度助成】

介護事業者が、賃金制度の整備を行った場合に**制度整備助成（50万円）**を支給します。賃金制度の適切な運用を経て、介護労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了1年経過後に**目標達成助成（第1回）（60万円）**を、計画期間終了3年経過後に**目標達成助成（第2回）（90万円）**を支給します。

## 支給までの流れ

※ 申請書類は、都道府県労働局のほかハローワークに提出できる場合もありますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

### 雇用管理制度助成（詳細はP.4～）



介護福祉機器等助成・介護労働者雇用管理制度助成の支給までの流れはP.2をご覧ください



## 介護福祉機器等助成 (詳細はP.16～)

### ① 導入・運用計画の作成・提出

提出期間内に、介護福祉機器を導入する事業所の所在地を管轄する都道府県労働局(※)へ提出

(導入・運用計画期間)

### ② 認定を受けた導入・運用計画に基づく介護福祉機器の導入・運用

### ③ 介護福祉機器の導入効果の把握

(一定の導入効果がなければ助成金は支給されません)

### ④ 介護福祉機器助成の支給申請 (計画期間終了後2か月以内)

事業所の所在地を管轄する都道府県労働局(※)へ提出

### ⑤ 助成金の支給 (導入費用の1/2【上限300万円】)

問合せ先  
兵庫労働局助成金デスク  
〒651-0083  
神戸市中央区浜辺通2-1-30  
三宮国際ビル5階  
TEL 078-221-5440

## 介護労働者雇用管理制度助成 (詳細はP.23～)

### ① 賃金制度整備計画の作成・提出

提出期間内に、本社の所在地を管轄する都道府県労働局(※)へ提出

(賃金制度整備計画期間)

### ② 認定を受けた賃金制度整備計画に基づく賃金制度の整備

(労働協約又は就業規則に明文化することが必要)

### ③ 賃金制度の実施

(原則として全ての介護労働者に実施に実施することが必要)

### ④ 制度整備助成の支給申請 (計画期間終了後2か月以内)

本社の所在地を管轄する都道府県労働局(※)へ提出

### ⑤ 目標達成助成(第1回)の支給申請 (第1回算定期間(計画期間終了後12か月間)終了後2か月以内)

本社の所在地を管轄する都道府県労働局(※)へ提出

### ⑥ 目標達成助成(第2回)の支給申請 (第2回算定期間(第1回算定期間終了後24か月間)終了後2か月以内)

本社の所在地を管轄する都道府県労働局(※)へ提出

### ⑦ 助成金の支給

<制度整備助成>	50万円
<目標達成助成(第1回)>	60万円
<目標達成助成(第2回)>	90万円